

決算・確定申告相談時の必要書類の参考例 (必ずしもすべてのものが必要とは限りません)

例年のお持ち物



- はんこ
- マイナンバーカード (パスワード等の確認ができるものもお持ち下さい)
- 平成29・30年分 決算書・確定申告書の控え

平成31年・令和元年の確定申告分



- 決算書・確定申告書
- 集計書類⇒貸借など合計額の一致をご確認ください。
 - 月別集計表 ○不動産収入の内訳書 ○合計残高試算表 (1月～12月分)
 - 給与所得の源泉徴収簿 (受給者全員分)
- 新たに取得した減価償却資産 (10万円以上のもの) に関する書類
 - 車両を取得した場合には契約書、売却・下取りした場合は売却・下取りの明細書
- 医療費控除関係の書類⇒受診者、医療機関ごとに合計金額を算出しておいて下さい
 - 医療費控除の明細書, 医療費通知又は支払った領収書
 - ※セルフメディケーション税制の適用には『一定の取組』を行った旨の書類が必要です
- 各種控除の領収書及び証明書
 - 各種保険料 (健康・介護・後期高齢) の年間納付額のお知らせ又は領収証
 - 国民年金の証明書及び国民年金基金の証明書又は領収証 ○小規模企業共済掛金の証明書
 - 生命保険の証明書 (一般用, 個人年金用, 介護医療保険用)
 - 地震保険料及び旧長期損害保険料の証明書 ○寄付金控除の受領証等
- 住宅借入金等特別控除を受ける方
 - 初年度: 売買契約書, 登記事項証明書, 借入金残高証明書など一定の書類
 - 2年目以降: 借入金残高証明書及び前年度の住宅借入金等特別控除額の計算明細書の控え
- 収入関係の書類
 - 給与所得の源泉徴収票 ○公的年金等の源泉徴収票
 - 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書



お知らせ

昨年11月に行われた常任理事会において、(株)パナソニックホームズとの業務提携を審議した結果、締結する事となりました。又、今年度11月に行われた常任理事会においてパナソニックホームズ不動産(株)及びパナソニックリフォーム(株)との業務提携を審議した結果、締結する事となりましたのでご報告いたします。